

第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法は、概ねの位置・規模を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とした。計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 5-1 (P5-2) の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-1 (P5-4) に調査の結果として示した。予測では、表 5-2 (P5-3) に回避等の状況を示し、環境の状況の変化を把握した。

選定された環境要素のルート毎の影響の程度は、表 5-2 (P5-3) に示すとおりで、道路整備を行う場合に、環境面において最も気を付けることが重要であると住民が考えている生活環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）については、天竜川沿いルートの方が現道活用ルートよりも影響を与える可能性が少ないと評価した。また、動物については天竜川沿いルートに多く含まれ、植物については天竜川沿いルートに、重要な史跡は現道活用ルートと天竜川沿いルートのルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価した。

そこで、道路の概略的な位置を決定する段階では、できる限り重要な動物種の生息地等や重要な植物（天然記念物）の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な史跡を避けて計画する。

なお、各評価項目について、回避が困難又は必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）※1※5	既存資料	市街地・集落（DID地区、住居・商業系用途地域）と複数案の位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
騒音及び超低周波音、振動				
動物	- 重要な種の生息地 - 重要な動物※2	既存資料	重要な動物の生息地と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
植物	- 重要な種・群落の生育地 - 重要な植物（天然記念物）※3	既存資料	重要な植物（天然記念物）と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
生態系	- 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 - 都市公園※1 - 自然公園※4	既存資料	都市公園及び自然公園と複数案の位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	重要な史跡※3	既存資料	重要な史跡と複数案の位置関係を把握	事業実施想定区域に含まれるか否かの状況を整理・比較
-------	---	------	-------------------	---------------------------

※1：市街地・集落及び都市公園の既存資料：駒ヶ根都市計画図、宮田村都市計画図、伊那都市計画図

※2：重要な動物の既存資料：駒ヶ根市誌、伊那市史、河川水辺の国勢調査、ハッチョウトンボを育む会ホームページ、ミヤマシジミ研究会パンフレット

※3：天然記念物及び重要な史跡の既存資料：駒ヶ根市指定文化財一覧、こまがね自然文化マップ、宮田村文化財マップ、宮田村の文化財一覧表、伊那市統計書

※4：自然公園は、事業実施想定区域及びその周辺に存在していない。

※5：DID地区：人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

■用語の説明■

群落（植物群落）：同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群。

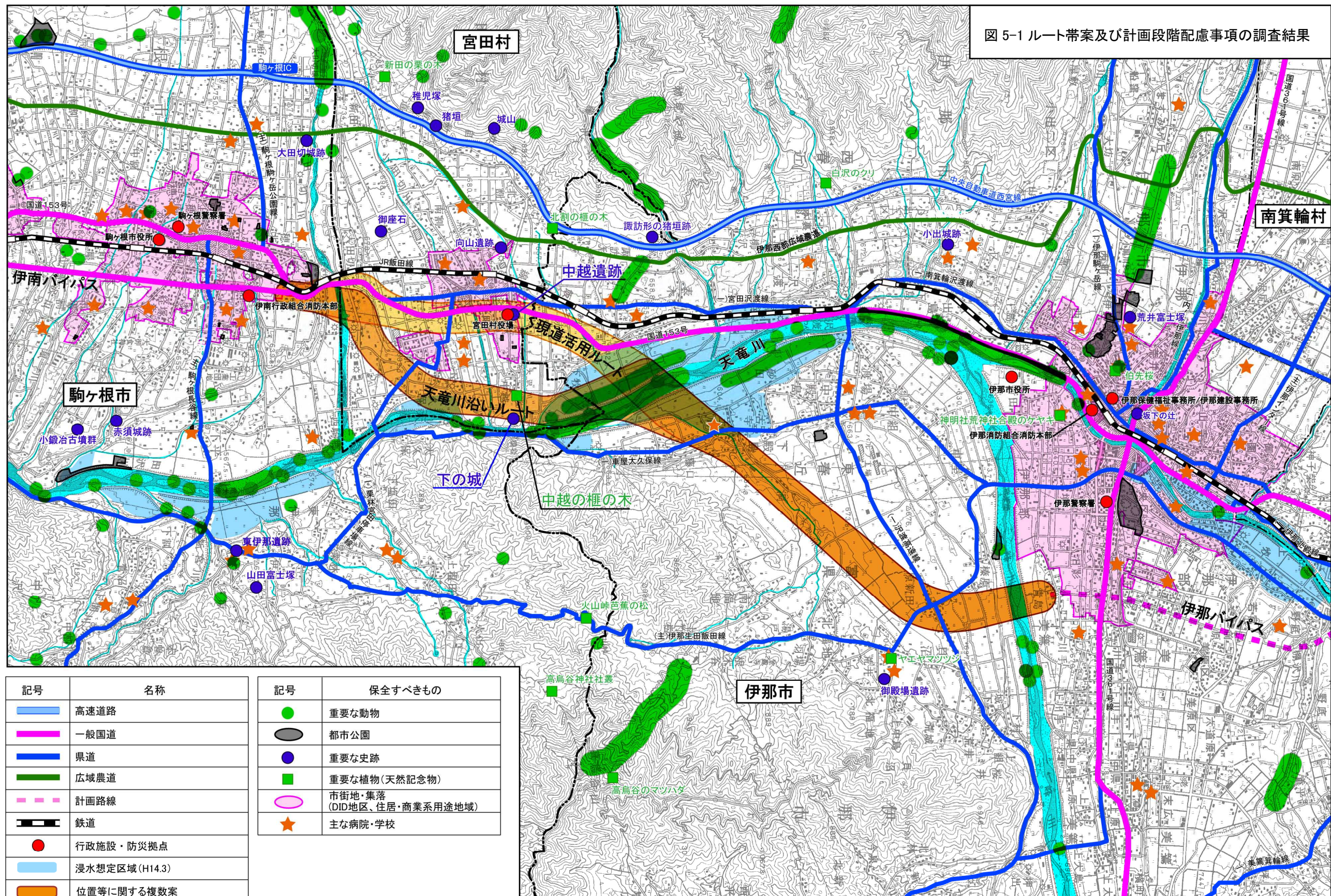
表 5-2 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

評価項目	現道活用ルート	天竜川沿いルート
大気質、騒音、超低周波音及び振動	・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を通過するものと予測する。 ・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性があるとして評価する。 ・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性があるとして評価する。	・本ルート帯は、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）を概ね回避するものと予測する。 ・市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）の大気質に影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。 ・騒音及び超低周波音、振動により、市街地・集落（DID 地区、住居・商業系用途地域）へ影響を与える可能性はあるが、現道活用ルートよりも小さいと評価する。
動物	・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。 ・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。	・本ルート帯は、重要な動物の生息地のうち、天竜川及びその周辺を通過するものと予測する。 ・動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性があると評価する。
植物	・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地を概ね回避するものと予測する。 ・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性はあるが、天竜川沿いルートよりも小さいと評価する。	・本ルート帯は、重要な植物（天然記念物）の生息地のうち中越の榎の木を通過するものと予測する。 ・重要な植物（天然記念物）の生息地に影響を与える可能性があると評価する。
生態系	・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。 ・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	・本ルート帯は、都市公園及び自然公園を概ね回避するものと予測する。 ・生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	・本ルート帯は、重要な史跡のうち、中越遺跡を通過するものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。	・本ルート帯は、重要な史跡のうち、下の城を通過するものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。
-------	---	--

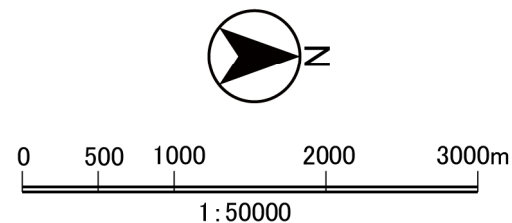
図 5-1 ルート帯案及び計画段階配慮事項の調査結果



記号	名称
	高速道路
	一般国道
	県道
	広域農道
	計画路線
	鉄道
	行政施設・防災拠点
	浸水想定区域 (H14.3)
	位置等に関する複数案

記号	保全すべきもの
	重要な動物
	都市公園
	重要な史跡
	重要な植物(天然記念物)
	市街地・集落 (DID地区、住居・商業系用途地域)
	主な病院・学校

行政施設・防災拠点: 市役所、警察署、消防署、県合同庁舎
市街地・集落: 第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域、商業地域
DID地区



第 6 章 配慮書について国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の六に基づく計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解を表6-1（P6-1～3）に示す。

表 6-1(1)配慮書について国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑤の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。 ① 市街地、集落 ② 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設等を含む）、住居 ③ 重要な動物の生息地、重要な植物の生育地 ④ 景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場、重要な史跡 ⑤ 駒ヶ根市景観計画「景観育成重点地区」、伊那市景観計画「景観育成住民協定地区」	都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減した。 今後の詳細なルート及び構造の検討を踏まえて、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。
環境影響評価の項目の選定	設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の意見の①～⑤の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。

表 6-1(2)配慮書について国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音	本ルート帯及びその周辺の地域は、都市計画の住居専用地域及び住居地域に指定された住居環境を保全する地域並びに集落が存在し、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「保全対象」という。）が立地していることから、本事業の実施に伴う保全対象への自動車騒音及び排気ガスの影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、下記（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、保全対象の立地状況等を踏まえ、特に影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 （i）天竜川右岸部について 宮田村中心市街地付近の一般国道153号は約20,000台/日の現況交通量があり、沿道は都市計画の第一種住居地域に指定され保全対象が集中して立地している。このため、現道活用ルートは、天竜川沿いルートと比較して、現道拡幅に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、現道活用ルートの採用可否の判断に当たっては、保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 また、天竜川沿いルートを採用する場合においても、当該ルート帯及びその周辺の地域には集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。 （ii）天竜川左岸部について 本ルート帯及びその周辺の地域には、集落等住居系の利用地域が存在しており、道路設置に伴う自動車騒音及び排気ガスの影響が生じるおそれがあることから、保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校や病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居に対する自動車騒音及び排気ガスの影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。 なお、都市計画対象道路事業実施区域は、交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルート（ルート帯B）に決定した。
動物	本ルート帯及びその周辺の地域には、ミヤマシジミ等希少な昆虫類、ギンブナ等希少な魚類、セッカ等希少な鳥類等重要な動物の生息地が確認されている。また、河岸段丘林が連続して分布しており、野生生物が重要な移動経路として利用している可能性が考えられる。このため、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、生息地の改変及び水の濁りの抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動物の生息地や移動経路に対する影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、動物への影響に配慮する。

表 6-1(3)配慮書について国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	本ルート帯及びその周辺の地域は、中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等伊那谷特有の眺望景観を有し、人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。また、景観計画区域に指定され、良好な景観の形成が求められる地域である。このため、本事業の実施に伴うこれら眺望景観及び活動の場への影響を回避又は低減するため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、眺望点及び活動の場並びにそれらの利用状況を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響及び景観計画区域に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、伊那谷特有の眺望景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。

第 7 章 配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の七に基づく、計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表7-1（P7-1～2）に示す。

表 7-1(1)配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
都市計画対象道路事業の目的、経緯、内容	事業目的について、当該地域の実情を踏まえたものではないと考える。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。
	事業計画の経緯についてのきちんとした説明や情報公開を行って欲しい。（複数案の設定理由の説明が不十分である。）	事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
	実態にあった適切な規模の道路構造に縮小するように求める。	基本となる道路幅員は 28m、車線数については、交通量推計より 4 車線としている。
	今後の環境影響評価の中での調査、予測、評価は問題の先送りである。	環境影響評価の各段階において適切な手続きを行うよう努める。
大気質、騒音、振動、超低周波音	「大気質、騒音、振動及び超低周波音」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。
	宮田村天竜川沿いルート周辺の住居等の保全対象に配慮して欲しい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。
地形、地質	中越区の段丘上に大きな切土が出現したり、大久保区及び大田切区に大きな盛土が出現したりするなど、地形を大きく変容させかねない。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、中越区の段丘や大久保地区及び大田切地区の改変に配慮する。
	「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」と接する区間が最短となるルートを選択すべき。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に配慮する。

表 7-1(2)配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	宮田村大久保地区では、長野県が希少種の指定を行った「ヘイケボタル」や「トノサマガエル」の確認例があるので、これら希少種に配慮して欲しい。	環境影響評価の手続きにおいて、大久保地区のヘイケボタル（環境省リスト：未該当、長野県リスト：準絶滅危惧）やトノサマガエル（環境省リスト：準絶滅危惧、長野県リスト：準絶滅危惧）及びその他の貴重種については、現地調査の中で確認し、必要に応じて予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、希少種への影響に配慮する。
	「生態系」の評価が適切ではないので、現道活用ルートの方が優位と考える。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。 今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	景観及び人と自然とのふれあいの活動への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場を計画段階で取り上げて欲しい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。
	伊那谷における田切地形に高架の架かっている貴重な景観がある。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、高架の架かっている田切地形への影響に配慮する。
	宮田村で策定中の景観計画を入れて欲しい。	宮田村の景観計画が策定された段階で検討する。
重要な史跡	貴重な文化財である宮田村大久保地区の熊野社（熊野神社）に配慮した検討を行って欲しい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、熊野神社への影響に配慮する。
その他	宮田村のまちづくりに協力して欲しい。	今後の宮田村のまちづくりについては、県としても協力する。
	・宮田村が取り組んできたまちづくりの考え方、守ってきた自然環境より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・事業目的の「災害に強い道路網の構築」より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・事業費、維持管理費より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。 ・農地への影響より、現道活用ルートのほうが優位と評価する。	交通・環境・地域への影響・事業性の観点から総合的に判断し、天竜川沿いルートに決定した。

第 8 章 配慮書について関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書についての長野県知事、駒ヶ根市長、宮田村長及び伊那市長の意見と都市計画決定権者の見解を表8-1～4（P8-1～5）に示す。

表 8-1 配慮書について長野県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	長野県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般	方法書以降の図書の作成においては、事業に係る目的や複数案の絞込みの経過等について丁寧に記載し、より分かりやすい図書となるよう努めること。	事業目的及び複数案の選定経緯については、配慮書の「第一種事業の目的及び内容」及び本書第3章に記載した。 事業計画の策定にあたっては、より分かり易い図書の作成に努める。
地形・地質、 景観	重要な地形・地質として、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層が記載されているが、段丘崖は景観保全や緑地保全の観点からも重要であることから、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、段丘崖や新期断層等の地形・地質について、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、天竜川右岸の河岸段丘及び新期断層に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、地形・地質、景観への影響に配慮する。
動物、植物、 生態系	事業実施想定区域及びその周辺区域は次の重要な動植物の生息地・生育地となっている可能性が高いため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。 〈動物〉 ・昆虫類：ミヤマシジミ、スジグロチャバネセセリ、オオムラサキ ・魚類：スナヤツメ、アカザ ・両生類：ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、アカハライモリ ・鳥類：アカモズ、イカルチドリ、オオタカ、ハチクマ、ハヤブサ 〈植物〉 ・カワラニガナ、ミチノクフクジュソウ、スズサイコ、キキョウ、ナガエミクリ、イトトリゲモ、ミズオオバコ 河岸段丘林について野生動物の重要な移動ルートとして利用されている可能性が考えられるため、詳細なルート及び構造の検討に当たっては十分に配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて利用状況の調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路に対する影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物の生息地・生育地や移動経路への影響に配慮する。

表 8-2 配慮書について駒ヶ根市長意見と都市計画決定権者の見解

駒ヶ根市長意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、超低周波音及び振動について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、環境保全上配慮すべき施設、集落等に配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、施設、集落等への影響に配慮する。
動物及び植物について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、これらの生息・生育地に十分配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生息・生育地への影響に配慮する。
生態系について、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、生態系の保全上重要な自然環境に十分配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生態系の保全上重要な自然環境への影響に配慮する。
景観について、駒ヶ根市景観計画の区域に含まれていることから、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、景観に配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。

表 8-3(1)配慮書について宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・地域特性の項目		宮田村長意見	都市計画決定権者の見解
対象道路事業の工事計画の概要		新たな道路づくりは、宮田村の将来のむらづくりと密接な関係があると同時に、その影響は計り知れないことなどから、今後の事業推進に併せて宮田村のむらづくりに対する検討組織の立ち上げにあたっては長野県の積極的な協力と支援をお願いしたい。	今後の宮田村のむらづくりについては、県としても協力する。
		詳細ルート・構造、アクセス道路の整備、工事における生活環境の変化等、地域住民の意見や要望を反映した工事計画としていただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域の意見に配慮する。
自然的状況	大気環境の状況	現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、市街地及び集落を通過し、大気質、騒音等の影響が大きくなるおそれがあるので、詳細なルート・構造の検討にあたっては、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について十分配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、市街地、集落等への影響に配慮する。
	水環境の状況	工事に伴い河川や水路等への雨水流出量の増加が懸念されること、現道活用ルート、天竜川沿いルートともに周辺で農業経営が行われていることから、河川、水路の流域をできる限り変更しないよう配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、水質、水象への影響に配慮する。
	景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	現道活用ルート、天竜川沿いルート双方とも、宮田村を東西に分断する道路構造になるおそれがあることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、地域コミュニティーを阻害しないよう十分配慮いただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、地域コミュニティーに配慮する。
		中央アルプス、南アルプスを眺望する宮田村の素晴らしい景観が保たれるよう、道路構造等の検討にあたっては十分に配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、景観への影響に配慮する。
		天竜川沿いルートには、北の城跡が存在し、桜の景勝地ともなっているため、道路構造等の検討にあたっては十分配慮いただきたい。	

表 8-3(2)配慮書について宮田村長意見と都市計画決定権者の見解

事業特性・地域特性の項目		宮田村長意見	都市計画決定権者の見解
社会的状況	人口及び産業の状況	現道活用ルート周辺は、人口密集地を形成しており、商業活動の拠点となっていること及び宮田村の基幹となる工場等が多数立地していることから、詳細ルート・アクセス道路検討にあたっては宮田村中心部への人の流れに十分配慮いただきたい。 天竜川沿いルートについても、アクセス道路の整備状況によっては通過交通のみとなるおそれがあるので、詳細ルート・アクセス道路の検討にあたっては宮田村中心部への流入交通が減少しないよう配慮いただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。
	土地利用の状況	現道活用ルート、天竜川沿いルートにおいては、優良農地が存在し、農業経営が行われていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、出来る限り優良農地を減少させないよう十分配慮いただきたい。	
	交通の状況	国道 153 号及び県道宮田沢渡線については、宮田村中心部への主要な交通ルートとなっていることから、詳細ルート・構造の検討にあたっては、起終点方面からの宮田村への流入を阻害することのないよう十分配慮いただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、宮田村中心部への交通に配慮する。
	下水道の状況	現道活用ルート、天竜川沿いルート双方ともルート帯には、上水道の配水管及び下水道の排水管が村道等に埋設されていることから、今後の詳細ルートの検討において配慮いただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、埋設されている上水道の配水管及び下水道の排水管に配慮する。
	その他の事項	宮田村における現在の優良な生活環境等を考慮し、周辺の環境保全について、配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境に影響を及ぼすおそれのある項目について配慮する。

表 8-4 配慮書について伊那市長意見と都市計画決定権者の見解

伊那市長意見	都市計画決定権者の見解
重要な動植物への影響について配慮していただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、重要な動植物への影響に配慮する。
環境面において、影響を与える可能性があるとして評価された項目については、十分な配慮をしていたきたい。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定した。
集落内の通過地域では、大気質、騒音、振動、低周波等について今後、配慮していただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、保全対象への影響に配慮する。
ルートの検討にあたっては、水道水源等に設計段階から配慮していただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、水道水源等への影響に配慮する。
ルートの検討にあたっては、周辺小中学校の児童生徒に対する安全に配慮していただきたい。	今後の詳細なルート及び構造の検討にあたっては、学校の児童生徒に対する安全に配慮する。